

上牧町片岡城跡活用検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、片岡城の歴史的価値の把握に努めながら、今後の保存活用の方向性を調査・研究するため、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町片岡城跡活用検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募町民
- (3) 町内の各種機関及び団体の代表
- (4) 町議会議員
- (5) 町職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以降における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。